

令和3年11月10日(水)午前9時00分より、11月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)  
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)  
議案第4号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年12月6日(月) 午後2時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 佐々木 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名5番、6番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は駐車場・資材置場・貸資材置場になります。

申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流される計画です。給水なし、汚水・雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては30°勾配で植生を施し、碎石を敷均し十分に締め固めるとされています。資金計画、見積書等は確認しております。資材置場は、コンクリート杭、砂、砂利等を置き、駐車場は従業員用とのことです。貸資材置場は真砂改良土置場として利用する計画です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私になりますが、特に問題はありません。先程の現地確認時に、ある委員さんから現地で許可判断して良いじゃないかという意見がありました。事務局が説明したように、転用申請では図面や水利承諾書、事業計画書、被害防除などたくさんの書類を確認しなければなりません。過去には現地確認をしないまま、書類だけで審議をしていました。どこの農地なのかもよく分からずに判断していたため、総会前に現地確認をするようになったのです。よろしいでしょうか。皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 2年後とかに資材置場から宅地に変更した場合はどうなるのでしょうか。

事務局 佐々木 許可後には地目が雑種地になるかと思いますが、雑種地から宅地に変えられたとしても、一度農地から外れてしまいますと農業委員会が口を出すことはできません。

議長 柳 前回は説明したように、将来的な事に関して我々は色々と言う事はできないので、農地転用に関しては、その農地を変える時点の申請内容での判断をお願いします。他に皆さんから意見などありませんでしょうか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。なお、3番も同一申請人で内容も同じですので、一括審議をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番・3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は資材置場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。自営で建設業を営んでいる申請人が隣の宅地の一部に自己用住宅を建て、そこに移転し、宅地や山林との一体利用で資材置場として利用する計画です。雨水は西側の道路側溝に放流する計画です。側溝への土砂の流入を防止するため、U字溝を新設されます。給水なし、汚水・雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既存のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。資材置場は、碎石や砂利、残土、駐車場としてダンプ車やブルドーザー、ユンボ、ユニック車を置く計画です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

- 6 番 久保委員 周囲に住宅がありますが、騒音の問題は大丈夫なのでしょうか。
- 事務局 辻 被害防除計画書では騒音はないということになっています。
- 6 番 久保委員 資材置場にされるんだったら少なからず騒音は発生するはずです。ダンプ車なども出入りするみたいですし。周囲の住民の了承は取れているのでしょうか。
- 事務局 辻 転用申請に関して、周囲の住民の了承は必要要件とはされていないため、お願いするくらいしかできません。農業委員会としては周囲の農地に影響がないかという観点で基準となるため、周囲の農地の方の了承も必要要件ではありませんが、町独自の任意様式として農地転用許可申請アンケートで説明や了承の有無を確認しているところです。
- 6 番 久保委員 他にもユンボを置いたりするということですが、置くだけではなくて色々作業をしたりすることで油が漏れたりする危険性はないのでしょうか。その油が農業用水に入ってきたりしませんでしょうか。
- 10 番 樋口委員 そういったことは行政書士が書類を持ってきた時に、担当委員として署名する前にきちんと確認されてなかったのですか。全部書類には書かれていることですよ。現地確認もしたはずだと思いますが、その時にちゃんとと言わないとダメですよ。
- 事務局 佐々木 水利承諾書を見ていただきたいのですが、水利組合長さんや区長さんが確認された上で承諾がなされているはずですよ。汚水や生活雑排水も発生しないとされていますので、それで後々問題が生じたとしても農業委員会で責任が問われることはありませんので安心して下さい。
- 議長 柳 将来的なことを考え出すときりがないので、現地を確認した上で申請通りの内容で周囲の農地に影響がないかを判断するようにするしかありません。
- 6 番 久保委員 もし農地から宅地が変わってしまった後に問題が出てきた場合はどこに相談することになるのですか。
- 事務局 佐々木 そういった場合は住民課の生活環境係に相談をいただくことになるかと思います。
- 議長 柳 よろしいでしょうか。他に皆さんから何かありませんか。
- 17 番 平田委員 転用申請を確認してくれと言われた時は1人で確認しないといけないのでしょうか。1人だと色々言われそうで不安です。
- 議長 柳 それぞれの地区で担当委員さんが決められていますので、原則は1人での確認になります。場合によっては同じ校区の方に相談されて一緒に見に行っても良いとは思いますが。他に何かありませんか。
- 17 番 平田委員 他にも書類を確認するということがありますが、これだけ色々な書類があるのに、行政書士の目の前で全てを確認することは非常に難しいと思います。書類は何日か預かってから署名するか決めるような形でも大丈夫なのでしょうか。
- 事務局 佐々木 書類については全てを確認していただく必要はありません。書類の詳しい内容については事務局や農林事務所で確認しておりますので。委員さんは現地を見ていただいて、周囲の営農に支障がないかなどを中心に確認をお願いします。
- 議長 柳 他に何かありませんか。

18番 河野委員 もし転用申請が許可されなかったらどうなるのでしょうか。

議長 柳 明らかな問題があれば許可しないことにはなります。その場合は、申請した内容の転用ができなくなります。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（5区画）になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は西・南側の道路側溝に放流する計画です。上下水道も西・南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 問題ございません。4区画は既に予約済みとの話を聞いております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は溜桝を新設し、南側の道路側溝に放流する計画です。上下水道も南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、役場から300m以内に位置しますので、第3種農地判断となります。雨水は集水桝を新設し、北側の既存水路に放流する計画です。給水なし、汚水・雑

排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック3段～4段を新設し、資材の高さは2m程度とする計画です。また、場内へ土砂、資材等の搬入、搬出は徐行で行うこと、資材の積み込み等は静かに行うこと、通行車両が農作業に支障がでないようにするそうです。資金計画、見積書等は確認しております。資材置場は、砂利、土、コルゲート管、鋼管、二次製品を置く計画です。また、現在は小郡市に9,723㎡、大刀洗町に9,547.99㎡、北野町に5,025㎡の資材置場を有しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 被害防除計画として書かれている内容を守られるのであれば問題ないとは思っています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

事務局 野口 大刀洗町の資材置場は農振法違反状態になっています。元々は家畜のために農業用施設として用途区分の変更をされ、畜舎を建てられていました。そのため地目は宅地が変わってしまっています。そこを申請者が競売で買い取って現在資材置場として利用されています。農振がかかったままになりますので、本来は農業用施設としてしか利用できない土地になります。地目が宅地のため、農地法違反とはならないのが非常に悩ましいのですが、申請人は分かってやっています。

18番 河野委員 現地確認しましたが、申請地は一等地の農地だと思います。そこを資材置場にしてしまうのは非常にもったいないです。区画整理がされている農地を簡単に転用することは大丈夫なのでしょうか。

議長 柳 基盤整備から8年経過していたら可能になります。私からもお尋ねしたいのですが、事務局が小郡市にあるみたいですが、町内に住んでいる訳ではないのでしょうか。

4番 實藤委員 三川に自宅と事務局があります。三川の事務局が水に浸かってしまうということで小郡に事務局を移されているようです。

議長 柳 よく事務局から4キロ以内でないとダメだという話を聞いたりしますが、事務局からの距離は今回問題ないのでしょうか。

事務局 辻 第1種農地の場合は、同一集落内の人が生活を営む事業のためという例外規定がありますが、今回は第3種農地のため、距離は問題にはなりません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 周りは農地なので農業用機械がたくさん通るかと思いますが、トラックとかが通るとなると農業に支障が出るのではないのですか。

9番 佐田委員 通行車両が農作業に支障がないようにすると書かれてはいます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。

それでは、議案第1号7番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条7番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は建売住宅（6戸）になります。

申請地は、特定土地改良事業の施行に係る区域内であるため第3種農地判断となります。雨水は開発道路に側溝を新設し、南側の溜桝から道路側溝に放流する計画です。上下水道も南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。北と西側の隣接地に農業用水路の管渠があるため、その改修工事の際に支障がないようにするため、工事用の幅として境界から約2m離して建築物を建てる計画にしたとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。昔はハウスでカーネーションを作っていましたが、耕作されなくなり、草ボーボーになってしまっていました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番の申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅（2棟16戸）になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は集水桝から東側の道路側溝に放流する計画です。上下水道も東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きコンクリートブロック及びL型擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 問題はありません。建設業者に入居者には地元への協力や区費の支払いなどの説明をきちんとするように伝えています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆2，287㎡の売買で1，399，644円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については1,078㎡の田の貸借希望です。6月にも同じ方から3筆あっせんが出されていますが、そちらもまだ借り手が見つかっていません。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は佐田委員と花田委員の2名をお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については1,062㎡の畑の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は森田委員と白石委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。